

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 4 年 6 月 1 5 日付けで行った重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人は、条例 2 条 1 の重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有している。

自宅での生活が困難でグループホームに入所している。食べる、歩く、着がえる等の A D L は自立しているが、言葉やジェスチャーでの意思表示が困難である。不安なくすごす為に、介護人の念入りな計画と、意思表示の絵カードを用いたりする必要がある。精神不安定になると、器物破損や他害をおこしやすくなり、2 対 1 の介護が必要な時が多い。保護者 1 人と請求人との外出は不可能である。

他害に関する診断書の内容は現状とそぐわない。支援に入るスタ

ップで他害を受けたことのない者は存在しない。他害は、ほぼ毎日発生している。

診断書内容の「激しい興奮、他害はこの1年で2回であり、常時とはいえない」は現状から乖離している。聴き取り日以降、9月頃まで猛烈な他害と破壊行為が続き、それ以降は比較して落ち着いたものの、他害の頻度はほぼ変わらず、破壊行動は通所先での車の内部天井部分を完全に破壊、グループホームでは室内の電灯をジャンプして壊す、居室のドアをけ破る、リビングに繰り返し出てきてコンセント、壁紙など壊す、エアコンのリモコンを立て続けに割る、洗濯機の蓋を壊そうとする、など破壊行為の対象は一定せず移り変わり、居室で安定していられる日は激減している。

したがって、診断書の「以上から、現時点では重度手当に該当する頻度、程度の問題行動を有するとは認められない」も現状と乖離した見解である。

本件医師の訪問があった日は、請求人が一時的に落ち着いていた時であり、本件診断書に基づき所長が判定を行った今回の結果は、請求人の状態を正当に反映させたものとは言い難い。

以上から、本件処分は取り消されるべきであり、センターの医師による訪問と診断が再度行われ、その結果作成された診断書に基づいた判定が再度行われるのが適当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年2月6日	諮問
令和5年3月13日	審議（第76回第3部会）
令和5年4月11日	審議（第77回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 条例及び規則（受給資格認定の要件と手続）

ア 重度手当の支給には、心身に東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号。以下「条例」という。）別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要である（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けなければならない（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項、規則7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査し、認定するものである（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当である。

イ 条例別表1号の対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」とされている。

(2) 本件要領

ア 重度心身障害者

重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定。以下「本件要領」という。）第2・3・(1)によれば、重度手当支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」（条例1条参照）、すなわち、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の

観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいうべき者であり、障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう。」とされている。そして、その典型的な障害としては、「知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等である」とされている。

イ 常時複雑な介護

本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 条例別表1号の該当者

本件要領第2・3・(3)によれば、条例別表1号の該当者は、条例別表1号記載の精神症状を有する者で、かつ、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にあるものとされている。

なお、「知的障害」とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいうとされ、「重度の知的障害」とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度の者をいうとされている。

(3) 本件通知

「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）・1によれば、本件

要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」について、具体的には、(ア)問題行動（・激しい自傷、他害、器物損壊など、・著しい不潔行為（便こね、放尿等）、・異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動、・激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）、・日常生活に支障をきたす程のこだわり、・睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り）、(イ)精神症状（・躁鬱の波が激しい、・分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下、・強迫行動のため日常生活に支障をきたす）、(ウ)難治性のでんかん、をいうとされている。

(4) 本件要領・本件通知の位置付け

本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針である。

2 本件処分の検討

本件申請書において、請求人の障害の状況欄には、条例別表1号に該当する旨の記載があるので、以下、請求人の障害の程度が、同別表1号に該当するか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる」（別紙2・1）との診断がなされているものの、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有すると認められない」（別紙2・2）との診断がなされている。

条例別表1号の対象者である「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」（上記1・(1)・イ）とは、本件要領第2・3・(3)・ア又はイのいずれかの状態にある者とされているから（上記1・(2)・ウ）、まず、本件要領第2・3・(3)・アの「知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排せつなど、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」に該当するかについて検討する。

本件診断書の知的障害及び精神症状についての所見欄（別紙2・3）には「排泄はふきとりの介助が必要。入浴や整容は、声掛け、部分介助、仕上げを要している。」と記載されているものの、「基本的な生活行動は、食事は箸を使用。更衣は概ね自立。」と記

載されていることから、請求人が日常生活の必要最小限の活動のすべてを介護者にゆだねざるを得ない状態にあると判断することはできない（本件要領第2・3・(3)・ア）。

次に、本件要領第2・3・(3)・イの「重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に該当するかについて検討する。

行動面での障害の状況についてみると、本件診断書の「自室には最低限のもののみ置くことで、器物破損や危険行為を防いでおり、自室で一人で過ごすことができている。物の位置へのこだわりもあるが、本人に合わせた対応が取れている。やりたいことを制止されると、大声を出したり、叩く、蹴る、噛むなどの他害に至る。他害の対象は特定のスタッフによるところが多いという。頻度は週数回見られることもあれば、3～4週間見られないこともあるとのこと。激しい興奮、他害はこの1年で2回であり、いずれにしても常時とはいえない。手を噛む自傷もあるが、頻度は少ない。」との記載から、問題行動はあるものの適応行動面で著しい障害が重複しているとまでは認められない。

また、本件診断書の「送迎車を降りると走り出したり、外出中も飛び出すことがあるが、そばで見守ることで対応ができている。無断外出、不潔行為、異食はない。令和3年秋頃から入眠困難が見られたが、睡眠薬を服用後は改善している。」及び「てんかん発作もない。」との記載から、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態にあるとは認められない。

したがって、請求人は、本件要領第2・3・(3)・ア及びイのいずれにも該当しないから、条例別表1号には該当しない。

以上のとおり、請求人は、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判

定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであり（上記1・(1)）、本件診断書に記載されている知的障害及び精神症状についての本件医師の所見は、請求人に対する診断及び行動観察を踏まえたものであり、センターにおける専門的見地からの意見として合理性のあるものと認められる。

そして、本件診断書の所見及び所長の判定結果に基づき、請求人について、重度手当の受給資格を有しないと判断することが相当であることは、上記2のとおりであり、本件診断書作成後の請求人の精神症状は本件処分の取消理由とはならないから、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1及び別紙2（略）